

発行：北出経営労務事務所  
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室  
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480  
発行日：2015年9月1日

**今月のことば** ●チャンスは準備していた者にだけ活かされる  
数少ないチャンス、いつ来るかわからないチャンスに結果を出せるよう  
準備することが大事。そういう人材や環境を整備すること。

残暑お見舞い申し上げます。七夕の「今年は暑くなりませんように」の願いも届かず、猛暑日に続く熱帯夜、残暑も続いてもうヘトヘトです(´ρ`)皆様におかれましても、どうぞご自愛下さいませ(´▽`)



9月と言えば、お月見♪(´▽`)ノ 今年の中秋の名月は、9月27日だそうです。満月は翌日9月28日らしいので、よりまんまるなお月さまをお求めの方は翌日にご覧ください!!ヽ(・ω・o)

月にはウサギさんが住んでいて、お餅をついているなんて良く言いますが、意外と知られていないのが月ウサギ伝説。「疲れ果てて食べ物を乞う老人のためにサル、キツネ、ウサギが食べ物を集めますが、何も見つけられなかったウサギが火の中に飛び込み、自身を老人に捧げました。老人は実は帝釈天という神様で、そんなウサギを哀れみ、月の中で蘇らせてあげました。」というお話。ウサギさん素晴らしいですね(´◇・`)ノ 老人を装った神様の所業に少し疑問を感じますが… 献身的なウサギさんの話もあってか、9月20日～26日は動物愛護週間です。

身近な生き物に愛の手を!!

(山腰)

～社会人として飛躍するコツを習得する～

## セミナー案内 2015年新入社員フォローアップ研修

こんなことをお考えの経営者の皆様、必見です!

仕事にも慣れてきたので、この辺りで再度気を引き締めたい!

仕事の優先順位が把握できていないため、段取りがイマイチ!

報告・連絡・相談をもっとうまくできるようにしたい!

積極的に先輩や上司に質問などをぶつけてほしい!

他社の新入社員とディスカッションして刺激を与えたい!

おまちかね!



### 御社の新入社員を ☆パワーアップ☆ させませんか?

- <日時> 2015年9月29日(火) 9:30~12:30
- <会場> 福井県自治会館201研修室  
(福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横)
- <費用> お一人様6,480円(税込)テキスト代含む  
(3月開催の新入社員研修に参加された方はお一人様5,400円)
- <対象> 新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方
- <定員> 45名

#### <講師プロフィール>

北出慎吾(きたでしんご)  
特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。  
「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ400人が参加している。

著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」  
(2011年ばる出版)

福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、  
福井県産業支援センター専門相談員。

#### セミナーの内容

- ① 成功体験と失敗体験を活かす
- ② 自分を知る(エゴグラム)
- ③ 成果が上がる時間管理の方法を学ぶ
- ④ 上司へのメッセージ
- ⑤ 目標の再確認及び目標の再設定・発表
- ⑥ プロとアマの違い

貴重な新戦力の気持ちを引き締め、職場への定着を図るためには、今一度社会人としての意識を徹底させ、経験から得た自分の課題に正面から取り組ませることが効果的です。入社半年後のフォローアップで今後の仕事に対する意識向上を図ります。



お申込みはコチラから → <http://kkr-group.com/seminar>

# けいえい ろうむ 相談室

社員が「精神障害」だと診断されました。業務上のものであれば、労災認定の可能性があるとされましたが、その基準と考え方について教えてください。



近年、仕事によるストレスが関係した精神障害についての労災請求が増えて  
います。平成26年度には、労災と認定された人が前年度比61人増の497人と  
なり、昭和58年度の調査開始以来、過去最多となっています。今回は、その  
「認定基準」を見ていきましょう。

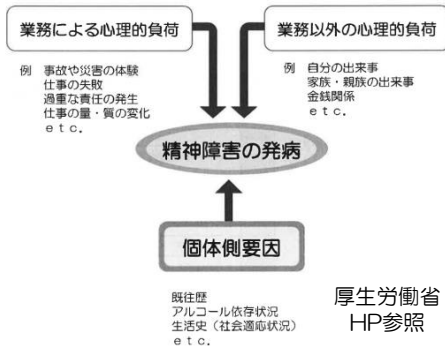
## 精神障害の発病についての考え方



### 今月のキーワード

労災とは、仕事で被った負傷、疾病、死亡などを指すんだ。

精神障害は、さまざまな要因で発病します



発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が  
仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に  
限る為、医学的に慎重に判断しなければなりません。  
労災認定のための要件は次のとおりです。

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前概ね6ヶ月の間に業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

## 認定基準の対象となる精神障害

認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）の第5章に分類される精神障害を指します。業務に関連して発病する可能性のある精神障害の代表的なものは、うつ病や急性ストレス反応などが挙げられ、認知症や頭部外傷などによる障害およびアルコールや薬物による障害は除きます。

## 業務による強い心理的負荷とは

「業務による強い心理的負荷」があったか否かを判断することは容易ではありませんが、厚生労働省では次のような基準を定めています。

「特別な出来事」に該当する出来事がある場合



- ・生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした
- ・業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた
- ・強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシャルハラスメントを受けた
- ・発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の時間外労働を行った

心理的負荷の  
評価「強」

「特別な出来事」に該当する出来事がない場合

「具体的な出来事」への当てはめを行い、その出来事の心理的負荷の総合評価で判断  
「強」「中」「弱」

【具体的な出来事の評価を「強」と判断する例】

- ・ 転勤をした → 転勤先は初めて赴任する外国であって現地の職員との会話が不能、治安状況が不安といったような事情から、転勤後の業務遂行に著しい困難を伴った
- ・ 顧客や取引先からクレームを受けた → 顧客や取引先から重大なクレームを受け、その解消のために他部門や別の取引先と困難な調整に当たった
- ・ 達成困難なノルマが課された → 客観的に、相当な努力があっても達成困難なノルマが課され、達成できない場合には重いペナルティがあると予告された
- ・ 退職を強要された → 退職の意思のないことを表明しているにもかかわらず、執拗に退職を求められた

※総合評価が「強」であっても、必ずしも労災認定とは限りません。

## ◆◆◆ ワンポイントアドバイス ◆◆◆

業務上に生じた出来事は、どのようなことでも、精神障害の労災認定と判断される可能性があります。社内状況を見直し、事前に対策することが重要です。



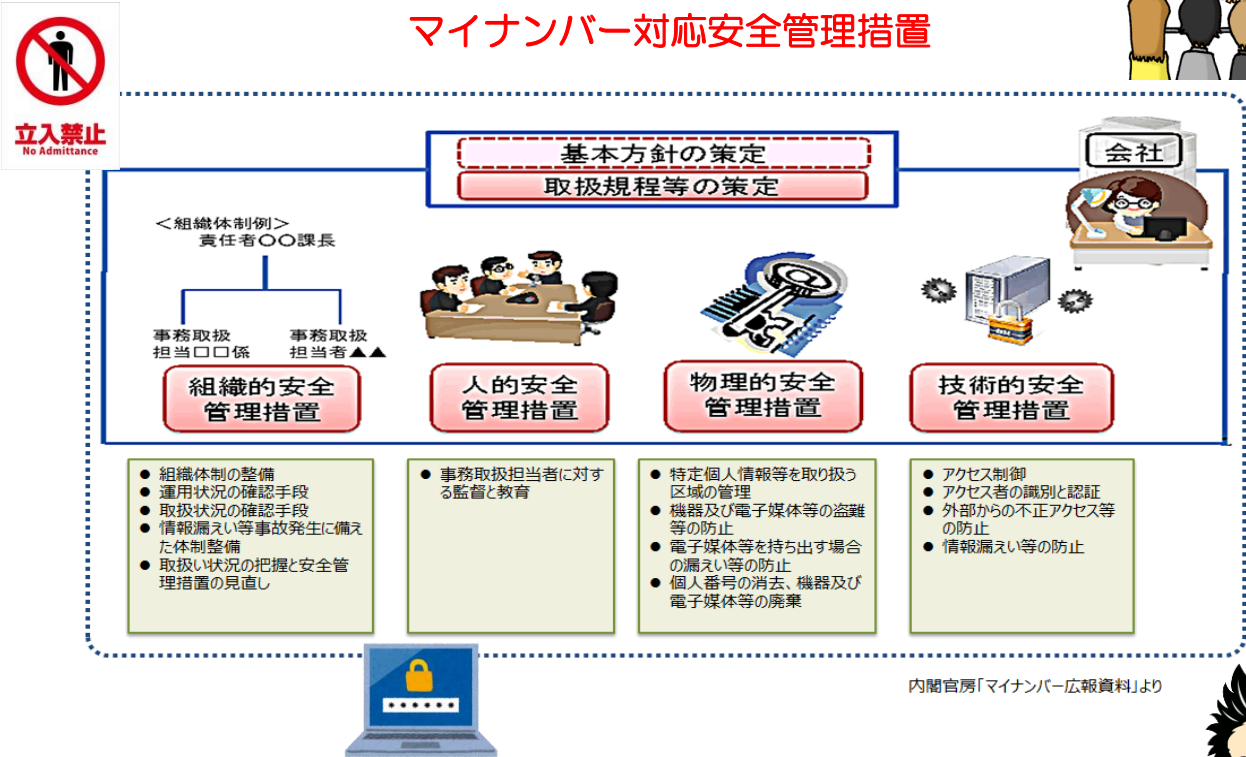
マイナンバーに関する必要な実務を数回にわたりお伝えしていますので、ぜひ前月号も含めてチェックしてください。

■■マイナンバーの対応実務■■

確実に押さえておきたい9つの実施事項に従い、解説していきます。前回は「1. マイナンバーの情報収集」「2. マイナンバーの対象者の洗い出し」「3. 従業員への周知、利用目的のアナウンス」についてお伝えしました。今回はその続きです。

**4. システム上、物理上の安全管理策の実施**

会社としての安全管理措置を明確にします。「組織的」「人的」「物理的」「技術的」という4つの側面から安全管理策を行います。



**5. 基本方針の策定、取扱い既定の整備**

マイナンバーを含む特定個人情報等の適正な取扱いの確保について基本方針を策定します。



方針に定める項目	ポイント
事業所の名称	「北出経営労務事務所」というように事業所名を記載します。
関係法令の遵守	関係法令の他にガイドラインがありますが、ガイドラインはあくまでもガイドライン。法令の遵守だけでガイドラインの遵守は載せなくても構いません。痛い目を見ることとなります。
安全管理策に関する事項	上記の安全管理策を実施しますという表現となります。
質問及び苦情処理の窓口	弊社では私です。人数規模によっては、総務部長などが窓口となります。

なお、取扱い既定に関しては、

- ①取得する段階
- ②利用を行う段階
- ③保存する段階
- ④提供を行う段階
- ⑤削除・廃棄を行う段階

取扱い規定の例として①マイナンバーについては利用目的を書面で明確にした上で、採用時に総務部長が番号確認及び本人確認を行う②マイナンバーは「通知カード」又は「個人番号カード」の写しを密閉式封筒によって受理する。③写しはシステムへの入力後、シュレッダーにて廃棄する。などです。

ご不明な点は…

☎0776(58)2470  
北出経営労務事務所  
担当：北出まで

に分けて具体的な方法、責任者、担当者を盛り込む必要があります。

9月の  
おしらせ

越前さかなまつり2015 (9月19日~20日)

漁船の乗船体験、魚のつかみ取り体験、魚のさばき方実演、ビンゴ、キッズゲーム、さかなクイズラリーなど充実した内容に加え、新鮮食材を販売する市場や屋台が充実しています。

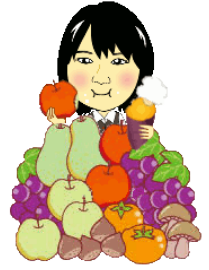
☆場所☆越前町厨漁港広場 ☆時間☆9:00~15:00 ☆料金☆有料体験あり

あわら夜のマルシェ (9月26日)

みんなでわいわい楽しむ屋のマルシェと、屋台の灯りで大人の時間を楽しむ夜のマルシェが開催される。クラフトブースや食ブース、体験ブース、音楽やダンスなどのパフォーマンスで楽しさいっぱいのあわら宵市。

☆場所☆あわら温泉湯のまち広場 (雨天時はセントピアあわら)

☆時間☆12:00~21:00



最低賃金が  
引き上げ  
られます。

福井県の現在の地域別最低賃金は716円です。  
平成27年10月からは16円引き上げられ、732円になる予定です。

厚生年金の  
保険料が  
変わります。

厚生年金保険の保険料率が、平成27年9月分(10月納付分)から、0.354%(坑内員・船員は0.248%)引き上げられます。  
今回、改定された厚生年金保険の保険料率は、平成27年9月分(10月納付分)の保険料を計算する際の基礎となりますので、ご注意ください。

保険料額表はこちら

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=31172>

編集後記

運動会や体育祭のエピソードをどうぞ♪



所長 北出慎吾

基本的に体を動かすことが大好きだったので、小さい頃から運動会や体育祭はお祭り気分でした(^o^)  
中学校ではそこそこの速い部類にいたので、(野球部は足の速いメンバーが多い)なぜか足羽山駅伝のメンバーにも選ばれました、  
、  
、当日はなんとアンカーに選ばれ、8位でタスキをもらい、ごぼう抜きでトップに立つ予定でした！  
しか〜し、見事にごぼう抜きされ、13位の惨敗でした、  
、  
、恐るべし足羽山の坂道(+o+)(+o+)

高校の球技大会はクラス対抗でありながら、学年別でなかったことから、私が2年の時にあったのが、進学クラスVS上級生の特に不良が多い普通科クラスというサッカーの試合でした。大方の予想に反せずここぞとばかりにボール以外を蹴るは蹴るは、先生方も観戦せず無法地帯でしたね、(。；)「そんな中シュートを決めた私 p(・n・)q 後で当然の様に校舎裏へ…(((o^Д))」。



前川 賢



坂野 孝太

学生の頃から運動が苦手で、スポーツ関連のイベントでは全くと言っていいほど活躍の場がなかった私ですが、意外にも、短距離走は速かったんですよ！！(笑)なので、出場種目はいつも100m走かりレーでした。小学6年生の体育大会、100m走をぶっちぎりの1位で走っていましたが、ゴールテープ目前で転倒。後方の全員に抜かれるという苦い思い出があります…(笑)

何故か、運動会とか体育祭にまじめに参加した記憶がほぼほぼありません(´-`)のりくらりと参加せずに済ませて来ていたような |ω-) 灼熱の中繰り広げられる同級生の熱き戦いを日陰の教室から眺めていたり、応援合戦を遠くに聞きながら職員室でお茶を頂いていたり…運動全般を教員公認でサボってました、ヽ(´ω\*)ゞでも打ち上げには率先して参加してましたよヽ(´▽')ノ



山腰 沙緒里



高間 亜希

運動会・・・体育祭・・・あまり記憶にないです(笑)上の誰かと違って真面目に参加はしていたのですが、思い出と言われると漠然と青春してたなあとしか浮かなくてこないのが正直なところです。どちらかと言うと我が子の運動会の方が印象に残っています(。´ ๒ `)こちらをチラチラ見ながらニコニコ走っていた姿が懐かしい！今思い出しても顔が綻んでしまいます(\*´ ˘ `\*)